

<p>① 件 名</p>
<p>医療用ウィッグ・乳房補正具購入費助成金交付制度の実施について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 県内においては、年間約5,000人の就労可能年齢の方ががんに罹患し、その数は増加傾向にある。 一方、近年の県内がん罹患者の5年相対生存率は63.2%であり、年々上昇していることから、がん患者が長期間治療を受けながら、就労や社会参加を両立することが可能になってきている。 しかし、がんの治療では、脱毛や皮膚障害などを生じる場合があり、外見の変化に悩みを抱えている方も多い状況となっている。</p> <p>【目的】 がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上、経済的負担の軽減を図ることを目的として、がんの治療に伴い医療用のウィッグや乳房補正具を使用する方に対して購入費の一部を助成するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無<input type="checkbox"/>】 又は 【個別計画との整合性】</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成29年10月24日 「第3期がん対策推進基本計画」閣議決定 （「がんと共生」を全体目標に掲げ、がん患者の就労を含めた社会的問題について、必要な支援を受けることができる環境整備を目指す） ※県においても、第3期宮城県がん対策推進計画を策定中</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯の市民税（所得割課税年額）が304,200円未満で市内に住所を有する者 (2) がんと診断され、その治療を行っている者 (3) がん治療に伴い、ウィッグ又は乳房補正具が必要となる者 (4) 市税の滞納の無い者 (5) 他の法令等に基づく助成等を受けていない者 <p>【助成内容】 上記助成対象者に対し、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費の一部を助成する。 助成金の上限額は、2万円（ウィッグ、乳房補正具各々） （助成対象者1人あたり1補正具につき、1回限り）</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療用ウィッグ 20,000円（上限） 乳房補正具（右側）20,000円（上限） 乳房補正具（左側）20,000円（上限）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 がん患者に対し、医療用ウィッグ又は乳房補正具の購入費を助成することにより、がん治療と就労や社会参加の両立を支援し、購入に伴う経済的負担の軽減を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 平成30年度予算要求額 医療用ウィッグ @20,000円×50件=1,000,000円 乳房補正具 @20,000円×30件= 600,000円 ※ウィッグ助成については、宮城県で予定している医療用ウィッグ購入費助成事業補助金（1/2）を充当</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
平成29年10月現在	<p>【医療用ウィッグ】 宮城県内・・・栗原市、川崎町 東北地方・・・秋田県、にかほ市、能代市、 山形県（実施自治体に対し補助）、酒田市、鶴岡市、 北上市など</p> <p>【乳房補正具】 宮城県内・・・栗原市、川崎町 東北地方・・・秋田県、にかほ市、能代市、北上市など</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成30年2月	市議会第1回定例会に関連予算を提案
3月末	要綱制定（平成30年4月1日施行予定）
5月	市ホームページ及び市報により周知
5月～	助成金交付の申請受付開始
⑨ その他	